

**【表紙】**

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 2 月 6 日
【報告者の名称】	I H I 運搬機械株式会社
【報告者の所在地】	東京都中央区明石町 8 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(5550)5321 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 岡野 弘道
【縦覧に供する場所】	I H I 運搬機械株式会社 (東京都中央区明石町 8 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社IHI

所在地 東京都江東区豊洲三丁目1番1号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 意見の内容

当社は、平成24年2月3日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役承認」に記載された方法により、決議に参加した取締役の全員一致により決議されております。

### (2) 意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、当社の普通株式を19,055,421株（注）（当社が平成23年11月10日に提出した第40期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の当社の発行済株式総数28,459,991株に対する割合：66.96%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同様とします。））を保有し、当社を連結子会社としておりますが、この度、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が保有する当社の株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決定したとのことです。なお、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限を設定していないとのことです。

また、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて当社の発行済株式の全て（公開買付者が既に保有している当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の取引（以下、本公開買付けとあわせて「本取引」といいます。）により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなる予定とのことです。本取引が実行された場合には、当社の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。

（注）当社の株主名簿上、公開買付者の所有する株式数は、19,057,421株と記録されており、公開買付者が認識している上記19,055,421株よりも2,000株多い株式数となっております。株主名簿の記録と公開買付者の認識に齟齬が生じた原因は必ずしも明らかではないものの、公開買付者が平成8年頃に売却した株式について、事務手続上の問題により株主名簿の名義書換えがなされていなかった（いわゆる失念株）可能性が高いと考えているとのことです。そして、公開買付者は、公開買付者の認識に従い、公開買付者の所有する株式数を19,055,421株として、本公開買付けの各手続を行うとのことです。

#### 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

公開買付者は、資源・エネルギー、船舶・社会基盤・セキュリティ、産業機械・システム、回転・量産機械及び航空・宇宙を事業基盤とする1853年（嘉永6年）創業の総合重工業会社です。

公開買付者は、2009年（平成21年）5月に制定した「IHIグループビジョン」において、公開買付者グループの目指すべき姿を、「技術をもって社会の発展に貢献する」「人材こそが最大かつ唯一の財産である」という経営理念を念頭に、「21世紀の環境、エネルギー、産業・社会基盤における諸問題を、ものづくり技術を中核とするエンジニアリング力によって解決し、地球と人類に豊かさと安全・安心を提供するグローバルな企業グループである」と決めました。

公開買付者は、このような視点に基づいて、2009年（平成21年）11月に「グループ経営方針2010」を策定し、諸施策の実行のために、「本体販売重視のビジネスモデルからライフサイクル重視のビジネスモデルへ」、「技術シーズ重視の製品戦略から市場ニーズに即した製品戦略へ」、「国内中心の事業運営からグローバルな事業運営へ」、という3つのパラダイム転換を掲げ、新たな成長に向けた変革のために、グループの総力を結集して、実現に努めているところです。

当社は、1973年（昭和48年）4月に設立された石川島沼津輸送機株式会社に端を発し、我が国の近代インフラ需要に即応しつつ事業の発展・拡大を続けてまいりました。1994年（平成6年）12月にパーキング事業の一貫体制を確立するために、機械式駐車装置のメンテナンス、改修を専業とする株式会社アイ・エイチ・アイ・パーキング・テクノスを吸収

合併、2005年（平成17年）10月に公開買付者（当時の公開買付者の商号：石川島播磨重工業株式会社）から運搬機械及びパーキングの両事業を譲り受け、運搬機械事業、パーキング事業とともに製販一貫体制を実現いたしました。

その間、当社は、1996年（平成8年）に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に株式上場を行い、自律的な企業成長施策を推進して、運搬機械事業、パーキング事業双方で国内売上シェアトップメーカーの地位を確立しております。平成24年3月期に限りましても、当社は、国内市場においては、2011年（平成23年）10月に自走式立体駐車場事業を当社グループ会社の石川島建材工業株式会社より譲り受け、また、2012年（平成24年）1月に株式会社大京より株式会社扶桑エンジニアリング（現商号：株式会社IHI扶桑エンジニアリング）の株式を譲り受け、ラインナップ及び二・多段式駐車装置分野での市場プレゼンスを強化し、取扱製品の充実及び受注機会を拡大する体制を整えております。他方、海外市場においては、アンゴラ共和国PAENAL Yard（パイナルヤード）向け海洋設備建設用ジブクレーンの受注、東南アジア市場でのパーキング事業のプレゼンス向上を目的として、マレーシアに現地法人を設立するなど国内外で積極的な事業展開を推し進めております。

しかしながら、公開買付者、当社を取り巻く事業環境は、急速に変化を続けております。とりわけ国内市場は、近年成熟の度合いが深化して、発注量・金額ともに抑制される傾向が継続しており、競合会社との価格競争も激しさを増しております。また、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災の影響で、既存のお客さまの生産計画の変更、生産拠点の海外シフトといったドラステックな事業環境の変化が加速度的に進行しております。加えて、パーキング事業においては国内事業者の再編が進んでおり、今後事業構造の変化が進むことが予想されております。

一方、最近の新興国市場を中心とした海外市場は、欧州債務問題や新興国でのインフレ対策による金利の上昇など、短期的には不確実性が増大しております。しかし、長期的視点で見ますと、新興国で急速に進む都市化に対応した多種多様なパーキングシステムや近代高層建築や港湾整備、エネルギー産業向けの大型運搬機械需要など、当社の事業領域においても、非常に大きな潜在的需要があると見込まれております。公開買付者と当社は、市場環境と競争競合構造の変化に機敏に対応していくことが、さらなる事業成長軌道に乗せるためには必要であるとの共通認識のもと、平成23年9月頃より、公開買付者グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制を構築することについて協議・検討を行いました。

その結果、公開買付者及び当社は、一層のグローバル展開を推し進めるためには、長期的な視点に立って、公開買付者と当社が一体となった海外での製造拠点の整備の検討や事業再編に備えた、公開買付者グループ全体で機動的なリスクテイクを可能とする環境を整備していくことが必要と認識いたしました。また、グループ全体での柔軟な資源配分を行い、設計・営業・調達などといったリソースを共有化、R&D機能の連携を強化することによりイノベーションを創発するといったシナジー効果を創出するためには、公開買付者と当社はグループ一体となった事業運営のベクトルの統合、及び、長期的な視点に立ってより高次のレベルでの大胆かつ機能的な戦略策定と実行が必要と認識いたしました。

現在公開買付者は、当社の発行済株式総数の66.96%の株式を保有しておりますが、上記のような認識に基づき、公開買付者と当社の事業の成長と加速を確かなものにするためには、公開買付者が当社の全株式を取得し、公開買付者と当社相互の事業の連携をさらに深め、研究開発から製造、販売等に至る一連の業務全体においてシナジー効果を追求することが最善と判断し、平成24年2月3日に公開買付者が当社を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

また、公開買付者は、当社にとりましても、公開買付者の完全子会社となることは、公開買付者グループ全体の経営資源の有効活用により競争力の強化と事業の拡大が図れるため、企業価値向上の好機になるものと考えているとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付け後の具体的な当社の経営方針及び事業内容の見直しにつきましては、当社の完全子会社化を実施後に当社と協議・検討を行うことを予定しているとのことです。また、公開買付者は、当社の完全子会社化後も、当社の自主性と主体性を尊重し、事業の特性や運営体制のすぐれた点を十分に生かした経営に留意の上、当社の事業の強化を図っていく意向であり、当社はその旨確認しています。そして、当社は、当社と公開買付者の経営資源の相互補完によって、強固な経営基盤が確立されることとなり、当社の取引先に対しては公開買付者グループの経営資源・取引先を通じた更なるビジネスの可能性を提供できるものと期待しており、また、当社の従業員に対しては、経済環境の悪化が懸念される中でも関わらず、事業領域・機会の拡大を通じて、一層の雇用の安定と新たな成長に向けてのやりがいを提供できるものと考えています。

また、当社は、公開買付者から、本取引の提案を受け、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上から、当社は、平成24年2月3日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社は、平成24年2月3日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する配当を行わないことを決議しております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は公開買付者の連結子会社であり、また当社の取締役のうち1名及び社外監査役のうち2名が公開買付者の従業員を兼務していることに鑑み、公開買付者及び当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、公開買付者は、当社の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付け価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、公開買付者及び当社から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（以下「エイ・ジー・エス・コンサルティング」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、エイ・ジー・エス・コンサルティングから平成24年2月2日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、エイ・ジー・エス・コンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価格算定を行っております。

上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 426円～461円

DCF法 596円～727円

市場株価法では、算定基準日を平成24年2月2日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値（461円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（438円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（426円、ただし小数点以下を四捨五入）を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を426円から461円までと算定しております。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を596円から727円までと算定しております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）及び野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月2日付で株式価値算定書を取得して、その参考としているとのこと。なお、公開買付者は、みずほ証券及び野村証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのこと。

みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりとのことです。

( ) 市場株価基準法

平成24年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の基準日終値（488円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（461円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（438円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（426円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を426円から488円と算定しているとのこと。

( ) DCF法

当社の事業計画、当社とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を617円から685円と算定しているとのこと。

公開買付者は、上記の株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、当社の株式の市場株価の動向、当社との協議・交渉の結果、

当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に当社株式が上場廃止になることが見込まれており当社の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成24年2月3日開催の取締役会にて最終的に本公開買付け価格を670円とすることに決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格である1株当たり670円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月2日の東京証券取引所市場第二部における当社の普通株式の終値488円に対して37.30%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値461円（小数点以下を四捨五入）に対して45.34%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値438円（小数点以下を四捨五入）に対して52.97%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月3日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値426円（小数点以下を四捨五入）に対して57.28%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付け価格である1株当たり670円は、本書提出日の前営業日である平成24年2月3日の東京証券取引所市場第二部における当社の普通株式の終値488円に対して37.30%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

なお、当社がエイ・ジー・エス・コンサルティング及びみずほ証券に提出したDCF法における算定の基礎となる事業計画においては、大幅な増減益は見込まれておりません。

当社における独立役員である社外監査役の監査のもとでの取締役による検討・交渉及び報告

当社は、公開買付者からの本取引に関する提案（以下「本提案」といいます。）に対し、意思決定過程の恣意性を排除して公正性、透明性及び客観性を高めることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から検討及び交渉した上で意思決定することを目的として、公開買付者の役員及び従業員を現在及び過去においても兼務したことがなく、公開買付者と利害関係を有しない当社取締役上沼繁夫氏（以下「本取締役」といいます。）に対し、公開買付者及び当社から独立した当社の独立役員である社外監査役前田惠三氏（以下「本独立役員」といいます。）の監査のもと、（ ）公開買付者から当社取締役会に対して提示された本提案について、(a)本提案の目的の正当性、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件の妥当性、(c)本取引が当社の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情に照らし、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないか否か、及び、本公開買付けに対する当社の意見表明の内容が当社の少数株主にとって不利益なものではないか否か、を検討すること、（ ）前項の検討並びに本提案の適法性及び妥当性を担保するため、公開買付者と利害関係を有しない当社取締役の立場において、本提案に関し公開買付者と交渉を行うこと、（ ）平成24年2月3日開催の当社取締役会において、前2項の検討並びに交渉の経緯及び結果を報告すること、という3つの事項を委嘱しました。

本取締役は、上記委嘱事項を遂行するにあたり、本独立役員の監査のもと、本取引に関連する資料を精査するとともに、複数回に亘って、公開買付者との協議・交渉を行うとともに、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるエイ・ジー・エス・コンサルティングから提出された株式価値算定書について説明を受けたうえで質疑応答を重ねています。

かかる手続を経て、平成24年2月3日開催の当社取締役会において、本取締役から公開買付者との交渉経緯が説明された後、当社取締役会に対して、（ ）(a)本取引は、公開買付者グループ全体の経営資源の有効活用により当社の競争力の強化と事業の拡大を図ること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が公開買付者との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウト（下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定する一連の手続をいいます。以下同様であります。）の際に当社の株主の皆様が最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ当社から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、公開買付者との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であること、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c)本取引が当社の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、当社の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する当社意見は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨並びに（ ）本提案に関する公開買付者との適正な交渉の経緯及び結果についての報告がなされました。なお、当該報告内容は、本独立役員の監査を経たものであります。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に係る審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーフ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ております。

当社における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

当社は、平成24年2月3日、当社の支配株主である公開買付者と利害関係を有しない本独立役員から、本公開買付けを含む本取引について、(a)本取引は、公開買付者グループ全体の経営資源の有効活用により当社の競争力の強化と事業の拡大を図ること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が公開買付者との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトの際に当社の株主の皆様が最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ当社から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、公開買付者との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、本取締役がその協議・交渉において当社少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c)本取引が当社の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、当社の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する当社意見は当社の

少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の当社取締役会宛の意見（以下「本意見」といいます。）を入手しております。

#### 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

当社の取締役会は、公開買付者から本取引の提案を受け、エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した当社株式の株式価値算定書、本独立役員からの監査のもとでの本取締役による検討、交渉の経緯及び結果の報告、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、本独立役員から取得した本意見の内容その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月3日開催の取締役会において、土田剛氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。また、当社の上記取締役会には、山根秀行氏及び渡辺寛氏を除く当社の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べました。

なお、当社の社外取締役である土田剛氏は公開買付者の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。また、当社の社外監査役である山根秀行氏及び渡辺寛氏は公開買付者の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議に参加しておりません。

#### 比較的長期に渡る買付け等の期間の設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保しております。また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けの概要」記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにより、当社の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に以下の方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、当社を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすることを内容とする定款の一部変更を行うこと、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された当社の普通株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することのそれぞれの議案を平成24年5月に開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議するよう当社に要請する予定とのことです。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日と同日に開催するよう当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項付の株式とされた上で、その全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち、交付されるべき当社の当該株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社の当該株式を売却すること等に

よって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当社の当該株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することになるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう算定される予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記の(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

公開買付者は、上記の手続に関して、関連法令についての当局の解釈の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等保有割合、公開買付者以外の当社の株主の皆様への当社株式の保有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を当社に要請し、また当該実施に時間を要する可能性があります。ただし、上記の方法を変更する場合でも、公開買付者は、公開買付者以外の当社の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することを予定しているとのことです。この場合における当社の株主の皆様へ交付される金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定とのことです。上記の具体的な手続については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立後において当該基準に該当しない場合でも、その後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図していますので、かかる手続が実行された場合、当社の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

#### (6) 上場廃止を目的とする公開買付けに賛同する理由及び代替措置の検討状況

上記「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社株式は上場廃止となりますが、当社は、エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した当社株式の株式価値算定書、本独立役員からの監査のもとでの本取締役による検討、交渉の経緯及び結果の報告、シティニューワ法律事務所から得た法的助言、本独立役員から取得した本意見の内容その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、公開買付者は、当社の株主の皆様への利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、当社の株主の皆様に対して当社株式を売却する機会を提供しつつ、当社の発行済株式のすべて（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

#### (7) その他

当社は、平成24年2月3日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する配当を行わないことを決議しております。詳細については、当社が平成24年2月3日公表した「平成24年3月期 配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。



4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
大坪 英志	代表取締役社長	-	9,000	9
志村 俊和	常務取締役	運搬・物流システム事業本部長	5,000	5
岡山 弘	常務取締役	パーキングシステム事業本部長	6,000	6
岡野 弘道	常務取締役	総務人事部長	8,000	8
神林 隆	取締役	開発部長	15,000	15
入江 知安	取締役	運搬・物流システム事業本部運搬システムメンテナンス事業部長	12,000	12
上沼 繁夫	取締役	パーキングシステム事業本部パーキングメンテナンス事業部長	2,000	2
戸原 淳次	取締役	パーキングシステム事業本部企画管理部長	2,000	2
島村 信太郎	取締役	運搬・物流システム事業本部運搬・物流システム事業部長	3,000	3
井上 芳樹	取締役	運搬・物流システム事業本部管理部長	3,000	3
河原 泰	取締役	運搬・物流システム事業本部営業統括部長兼海外営業部長	1,000	1
溝田 隆一	取締役	パーキングシステム事業本部パーキングシステム事業部長	13,000	13
土田 剛	取締役	非常勤	-	-
畑中 助光	監査役	常勤	8,000	8
山根 秀行	監査役	非常勤	-	-
渡辺 寛	監査役	非常勤	-	-
前田 恵三	監査役	非常勤	-	-
計		17名	87,000	87

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものです。所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものです。なお、所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社役員持株会を通じた所有株式数及びそれに係る議決権の数を含めております。

(注2) 取締役土田剛は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役山根秀行、渡辺寛及び前田恵三は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

**7【公開買付者に対する質問】**

該当事項はありません。

**8【公開買付期間の延長請求】**

該当事項はありません。

以上